



なんでもインフォ

2026.

7

8



職場における熱中症対策の実施の義務化について

● はじめに

2026 年 4 月 17 日、気象庁は最高気温 40℃以上の日を「酷暑日（こくしょび）」とする運用を開始しました。これまでは最高気温が 35℃以上の「猛暑日」が最も暑い日の基準でしたが、近年は 40℃を超える日が珍しくなくなったため、約 20 年ぶりに新しい基準が追加されました。

今年の夏は、全国的に平年より気温がかなり高く、近年の記録的な猛暑に匹敵する厳しい暑さになると予測されており、熱中症対策が重要となりそうです。

2025 年 6 月に改正労働安全衛生規則が施行され、職場での熱中症対策が罰則付きで義務化されたので、その内容を紹介しします。

● 背景

近年、職場での熱中症による死傷者数が高止まりしており、特に建設業や製造業で多く発生しています。死亡原因の多くが「初期対応の遅れ」であることから、今回の改正では「迅速な発見と対応」に重点が置かれています。

● 対象となる環境条件

対象となる環境条件は次の通りです。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

出典：国土交通省 職場における熱中症対策の強化について

● 現場における対応策

労働安全衛生規則の改正についての基本的な考え方は下記の通りです。

基本的な考え方



出典：国土交通省 職場における熱中症対策の強化について

事業者は、熱中症の早期発見と重篤化防止のために以下の体制を整え、関係者に周知することが義務付けられます。

①体制整備

体調不良を感じた本人や、異変に気づいた周囲の人が速やかに報告できる担当者や連絡ルートを定める。

②手順作成

作業の離脱、身体の冷却方法、救急搬送が必要な場合の連絡先や医療機関の所在地などを具体的に定める。

③関係者への周知

定めた報告体制や応急処置の手順を掲示や配布などによって関係者全員に漏れなく伝える。

● 予防対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」で熱中症予防対策として次の 5 項目が示されています。

①作業環境管理

WBGT 値の低減、休憩場所の整備

②作業管理

作業時間の短縮等、暑熱順化、作業中の巡視等

③健康管理

健康診断結果に基づく対応

④労働衛生教育

熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置
熱中症の事例

⑤救急処置

緊急連絡網の作成及び周知、救急措置

熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度	①めまい・生あくび・失神 ②筋肉痛・筋肉の硬直 ③大量の発汗	小
II 度	①頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・ 倦怠感・虚脱感	中
III 度・IV 度	①意識障害・痙攣・手足の運動障害 ②高体温	大

出典：国土交通省 職場における熱中症予防基本対策要綱（一部改定）

● 予防対策機器

予防対策ツールとしての代表的な機器を以下に示します。

①リスクを把握する「計測機器」

- ・ WBGT 測定器（熱中症計）
- ・ ウェアラブル見守りデバイス

②作業環境を整える「冷風・遮熱設備」

- ・ スポットクーラー・冷風機
- ③体を直接冷やす「着用型アイテム」
- ・ ファン付き作業服（空調服）
- ・ 水冷・保冷ベスト（冷却ベスト）
- ・ 通気性ヘルメット・冷却パッド

なお、一部の機器導入には、厚生労働省や自治体の「補助金・助成金」が活用できる場合があります。

※「エイジフレンドリー補助金」受付期間 2026 年 10 月 31 日まで。（予算に達し次第終了）

● 違反した場合のリスク

労働安全衛生法に基づき、6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される可能性があります。委託事業者だけでなく、中小委託事業者も対象となります。

● おわりに

現場で作業者に熱中症が疑われる場合は、速やかにそれぞれの事業者が定めた熱中症予防対策を実施して、作業者の安全確保に努めることが重要となります。

参考文献：国土交通省 職場における熱中症対策の強化について
国土交通省 職場における熱中症予防基本対策要綱

（発行）株式会社 昭和土木設計（岩手県紫波郡矢野町流通センター南4丁目1番23号 Tel 019-638-6834 Fax 019-638-6389）

弊社は道路・河川・橋梁等の計画・設計、BIM/CIM、i-Construction、GIS、IT ソリューション等の業務を行っております。
「なんでもインフォ」のバックナンバーは <https://showacd.co.jp> をご覧ください。